



平成 29 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 C R I ・ ミ ド ル ウ ェ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 押 見 正 雄
(コード番号：3698 東証マザーズ)
問 合 せ 先 常務取締役コーポレート本部長 田中 克己
(TEL. 03-6418-7083)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 9 日開催の取締役会において、平成 29 年 12 月 21 日開催予定の第 17 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行すること、および「定款一部変更の件」を平成 29 年 12 月 21 日開催予定の第 17 回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の背景・目的

取締役会の監査・監督機能とコーポレートガバナンス体制を一層強化するため、社外取締役の導入に加え、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与し、さらなる企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 移行の時期

平成 29 年 12 月 21 日開催予定の第 17 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

(3) 移行後の取締役会の構成

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員の異動につきましては、本日付け開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）の目的事項の変更を行うものであります。
- ③ 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役にしても、期待される役割を十分に発揮できるようにする旨の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 12 月 21 日
定款変更の効力発生日	平成 29 年 12 月 21 日

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第1条 (記載省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>(1) (記載省略)</p>	<p>(1) (現行どおり)</p>
<p>(2) <u>電子応用機械器具、情報通信機械器具、電気機械器具、光学機械器具、医療機械器具、事務用機械器具、学習用機械器具およびこれらに付随または類似する機械器具、部品材料、電子部品ならびにその他の商品の調査、企画、研究、開発、製造、販売ならびに輸出入</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(3) <u>前号記載の品目に関するソフトウェアの調査、企画、研究、開発、販売ならびに輸出入</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p>(4) <u>前二号記載の品目の賃貸、サービスならびに保守管理</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(2) <u>デジタルデータに関するコンピュータ技術、インターネット技術等を利用したソフトウェア、ハードウェア、システムの企画、設計、開発、製造、販売、運用、レンタル、賃貸、保守管理ならびに輸出入</u></p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(3) <u>情報処理サービス事業、情報提供サービス事業、通信サービス事業</u></p>
<p>(5) (記載省略)</p>	<p>(4) (現行どおり)</p>
<p>(6) (記載省略)</p>	<p>(5) (現行どおり)</p>
<p>(7) <u>音楽、映画などの音・映像・その他コ</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>コンテンツを格納した各種媒体(磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリなど)の調査、企画、研究、制作、製造、販売、レンタルならびに輸出入</u></p> <p>(8) <u>ケーブルテレビ、電話回線等の通信手段を利用した音・映像・データ等の電子応用機械器具等による処理加工ならびに提供サービス事業</u></p> <p>(9) (記載省略)</p> <p>(10) <u>医療・ヘルスケアに関する調査、企画、研究、ソフトウェア開発および関連サービス</u></p> <p>(11) (記載省略)</p> <p>(12) (記載省略)</p> <p>第3条 (記載省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (記載省略)</p>	<p><削除></p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p><削除></p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は7名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p>

現行定款	変更案
<p>第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を定め、また必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (記載省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 26 条 (記載省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (記載省略)</p> <p>2.当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規</p>	<p>第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を定め、また必要に応じて、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (記載省略)</p> <p>2.当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規</p>

現行定款	変更案
<p>定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第29条 <u>当社の監査役は3名以内とする。</u></p> <p><u>(選任)</u> 第30条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u> 第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を代表取締役に委任することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u> 第 32 条 <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4 年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤の<u>監査役</u>) 第 33 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集通知</u>) 第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(<u>監査役会規程</u>) 第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> 第 36 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(常勤の<u>監査等委員</u>) 第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって<u>監査等委員の中から常勤の<u>監査等委員</u></u>を選定することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第 32 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、出席した<u>監査等委員の過半数</u>をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) 第 33 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条 （記載省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 41 条 （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 42 条～第 45 条 （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 34 条～第 35 条 （現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 37 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 38 条～第 41 条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過処置)</u></p> <p>1. 当社は、<u>第 17 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
	<p>2. <u>第 17 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>